

村松5・6号岸壁改修工事(その1) 低入札調査基準価格の算定方法等について

本工事における低入札調査基準価格の算定方法及び低入札価格調査の実施における失格判断基準については、次により取り扱うこととしますのでご注意ください。

▼調査基準価格の算定方法について

設計書 本工事費内訳書「費目・工種・種別・細目」の欄中

- ① (直接工事費計×0.97)で得た額を算定対象額とします。
- ② (共通仮設費計×0.9)で得た額を算定対象額とします。
- ③ (現場管理費×0.9)で得た額を算定対象額とします。
- ④ (一般管理費等×0.68)で得た額を算定対象額とします。

※この工事の「調査基準価格」は、上記①～④に掲げる額(1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)の合計額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額とします。

ただし、上記①～④に掲げる額の合計額を工事価格(設計額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除して得た額)で除して得た割合が100分の75に満たない場合は、予定価格に100分の75を乗じて得た価格(1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)を「調査基準価格」とします。

※入札価格が「調査基準価格」から消費税及び地方消費税に相当する額を控除して得た額を下回る場合は、低入札価格調査を実施します。

▼低入札価格調査(一次調査)実施における失格判断基準について

設計書 本工事費内訳書「費目・工種・種別・細目」の欄中

- ① 「直接工事費計」は、設計金額の「90%未満」を失格判断基準とします。
- ② 「共通仮設費計」は、設計金額の「80%未満」を失格判断基準とします。
- ③ 「現場管理費」は、設計金額の「80%未満」を失格判断基準とします。
- ④ 「一般管理費等」は、設計金額の「30%未満」を失格判断基準とします。

※①～④の判断基準をそれぞれ満たしていない場合は、失格となります。